

2福保高施第1796号
令和3年1月8日

各高齢者施設等管理者様
(有料老人ホーム)

東京都福祉保健局

高齢者施策推進担当部長 山本 謙治
(公印省略)

緊急事態宣言を踏まえた対応について

この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が東京都他3県の区域に発せられました。これを受け、都内の高齢者施設等におかれましては、別添の令和3年1月7日付厚生労働省事務連絡のほか、下記のとおり対応いただくよう、引き続きお願いします。

記

1 サービス継続について

介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活を維持する上で欠かせないものであり、「緊急事態宣言」においても事業の継続が求められています。適切な感染防止対策を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを継続的に提供されるようお願いします。

併せて、感染症対策を徹底し、業務継続に向けた体制を構築する観点から、感染対策委員会の開催、指針の整備、BCP等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等の取組の強化もお願いします。

2 感染拡大した場合等の対応

入所施設や訪問系サービスについては、使用制限の要請の対象となっておりません。

通所又は短期間の入所により利用されるサービスを提供する施設に対しては、今後、新型コロナウイルス感染症がさらに感染拡大した場合等に、公衆衛生対策の観点から、期間を定めて使用制限（使用停止、休業、規模縮小等）を要請することがあります。その際は、保健所等と協議の上、必要最小限の地域及びサービスとします。

3 感染防止・感染者等が発生した場合の支援

以下の補助事業を状況に応じて活用願います。

(1) 高齢者施設における新型コロナウイルス感染症対策強化事業

施設等の実情に応じた感染症対策を迅速かつ適切に講じるためのPCR検査費用等の補助

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業

介護従業者及び利用者に感染者等が発生した場合の消毒・清掃、マスク等の感染防止物品などのかかり増し経費の補助 など

4 御留意いただく事項

(1) 施設向けの国や都の情報を福祉保健局 HP に掲載していますので適宜ご確認ください。

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/covid19taisaku.html>

(2) 施設内感染を徹底的に防止するため、施設等の設置者におかれでは、次の対策に万全を期してください。

- ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する
- ▶ 手洗い・手指消毒の徹底
- ▶ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する
- ▶ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ
- ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する

(3) 面会については、面会者からの感染を防ぐため、地域における発生状況等も踏まえ、緊急の場合を除き、制限するなどの対応を検討してください。

(4) 施設等において、利用者等について新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施してください。

(担当)

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課
有料老人ホーム担当

電話 03-5320-4296